2　前項第六号に掲げる書類は、次に掲げるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一　縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によって起業地の位置を示すこと。

二　縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

3　第一項第七号に掲げる書類は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第四十条　法第二十八条第一項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。　（新設）

（異議等の申出の方法）

第四十一条　法第二十八条第一項第三号の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

三　法第二十八条第一項第三号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

四　法第二十八条第一項第三号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨　（新設）

（公告事項）

第四十二条　法第二十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から二週間以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第三十二条第一項の裁定をすることがある旨とする。　（新設）

（裁定申請があった旨の通知の方法）

第四十三条　法第二十八条第二項の規定による通知は、文書により行わなければならない。　（新設）

（裁定申請の却下の通知の方法）

第四十四条　法第二十九条第三項の規定による通知は、文書により行わなければならない。　（新設）

（裁定手続開始の決定の通知）

第四十五条　都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により裁定手続の開始を決定したときは、直ちに、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。　（新設）

（裁定手続開始の決定の公告の方法）

第四十六条　法第三十条第一項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。　（新設）

（証明書の様式）

第四十七条　法第三十二条第六項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十一によるものとする。　（新設）

（裁定の公告の方法）

第四十八条　法第三十三条の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。　（新設）

（担保の取得及び取戻しに関する手続）

第四十九条　法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第七項の担保の取得及び取戻しに関する手続については、土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）第十九条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、同令第十九条、第二十条第一項、第二十一条及び第二十二条第二項中「収用委員会」とあり、並びに同令第二十条第二項中「収用委員会の会長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。　（新設）